

ロシア連邦政府決定

2022年10月20日付第1874号

モスクワ

動員召集された者に対する支援措置について

ロシア連邦政府は、2022年9月21日付ロシア連邦大統領令第647号「ロシア連邦における部分的動員について」によりロシア連邦軍で兵役に服するために召集されたロシア連邦市民を支援するために、以下を決定する：

1. 以下のとおり延長する：

a) 2022年9月21日付ロシア連邦大統領令第647号「ロシア連邦における部分的動員について」（以下、大統領令）によりロシア連邦軍で兵役に服するために動員召集されたロシア連邦市民（以下、応召者）について、および大統領令によりロシア連邦軍で兵役に服するために応召者が召集された日において同人がその唯一の設立者（出資者）であり、同時に単独執行機関の権限を行使している組織（以下、組織）について、当該応召者がロシア連邦軍で動員による兵役に服している期間分、および大統領令により発令された部分的動員（以下、部分的動員）の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目に当たる月の28日（同日を含む）まで、当該期間を対象とする、税（予定納税を含む）（源泉徴収義務者として支払う個人の所得税と、所得支払い元から差し引かれる組織の利益税は除く）、賦課金（印紙税、野生生物・水産生物資源使用税を除く）、保険料（支払額の決まっている強制年金保険および強制医療保険を含む）についての、租税・公課に関する法ならびに2022年にロシア連邦税法典（以下、税法典）第4条に則り採択されたロシア連邦政府およびロシア連邦構成主体最高行政機関の諸法規に定められた納付期限を延長；

b) 応召者・組織について、当該応召者がロシア連邦軍で動員による兵役に服している期間分、および部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目に当たる月の28日（同日を含む）まで、連邦法「労働災害および職業病強制社会保険について」（以下、連邦法）に定める労働災害および職業病強制社会保険料の上記の期間に相当する分の納付期限を延長；

c) 応召者・組織について、当該応召者がロシア連邦軍で動員による兵役に服している期間分、および部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目の月の25日（同日を含む）まで、納税申告書（付加価値税申告書を除く）、外国法人に支払った分の所得額と控除された税額に関する税額計算書、個人の所得税の源泉徴収義務者が算定し控除した額の計算書、予定納税額計算書、会計（財務）報告書それぞれの上記の期間に相当するものの、税法典に定める提出期限を延長；

d) 応召者について、当該応召者がロシア連邦軍で動員による兵役に服している期間分、および部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から4カ月目の月の最後の日（同日を含む）まで、連邦法「特別課税制度『専門職所得税』試験的導入の実施について」の第15条第4項および第6項に言う文書（データ）の税務機関への提出期限を延長；

e) 応召者について、金銭およびその他の金融資産のロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場組織にある口座（預金）での移動についての報告書、ならびに銀行口座を開設せず外国の決済サービス業者が提供する電子的支払手段を利用して行った送金についての報告書であって、2021年会計年度およびそれ以降

の会計年度分のものの、2015年12月12日付ロシア連邦決定第1365号「居住者である自然人が金銭およびその他の金融資産のロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場組織にある口座（預金）での移動についての報告書、ならびに銀行口座を開設せず外国の決済サービス業者が提供する電子的支払手段を利用して行った送金についての報告書を税務機関に提出する手順について」により承認された、「居住者である自然人が金銭およびその他の金融資産のロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場組織にある口座（預金）での移動についての報告書、ならびに銀行口座を開設せず外国の決済サービス業者が提供する電子的支払手段を利用して行った送金についての報告書を税務機関に提出するための規則」の第2項に定める税務機関への提出期限を、部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目の月の最終日まで延長；

f) 応召者・組織について、金銭およびその他の金融資産のロシア連邦領外にある銀行およびその他の国外金融市場組織にある口座（預金）での移動についての報告書、ならびに銀行口座を開設せず外国の決済サービス業者が提供する電子的支払手段を利用して行った送金についての報告書であって、2022年会計年度第3四半期および第4四半期およびそれ以降の四半期についてのものの、2005年12月28日付ロシア連邦決定第819号「居住者である法人および居住者である個人事業者が、金銭およびその他の金融資産のロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場組織にある口座（預金）での移動についての報告書、ならびに銀行口座を開設せず外国の決済サービス業者が提供する電子的支払手段を利用して行った送金についての報告書を税務機関に提出するための規則の承認について」により承認された、「居住者である法人および居住者である個人事業者が、金銭およびその他の金融資産のロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場組織にある口座（預金）での移動についての報告書、ならびに銀行口座を開設せず外国の決済サービス業者が提供する電子的支払手段を利用して行った送金についての報告書を税務機関に提出するための規則」の第4項に定める税務機関への提出期限を、部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目の月の最終日まで延長；

g) 応召者・組織について、ロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場組織における口座（預金）開設（閉鎖）ならびに口座（預金）データの変更についての通知の、連邦法「通貨規制および通貨管理について」の第12条第2項が定める税務機関への提出期限を、動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目の月の最終日まで延長。

2. 連邦法「ロシア連邦の関税規制について、およびロシア連邦の個々の法規文書の改正について」の第73条第19項の1に則り、関税、租税、特別関税、反ダンピング関税、相殺関税の納付者およびこれら納付者と関税、租税、特別関税、反ダンピング関税、相殺関税の納付に連帯責任を負う者につき、関税、租税、特別関税、反ダンピング関税、相殺関税、利息および違約金の延滞分の支払督促状および同催告書（以下、督促状という）の履行期限が連邦法「ロシア連邦の関税規制について、およびロシア連邦の個々の法規文書の改正について」の第73条第19項に示す期限とは異なる者として以下のカテゴリーを定める：

a) 応召者；

b) 組織；

c) 応召者または組織である申告者の代理として、あるいは同人から委託されて、負債の存在が確定している商品の税関申告を行う通関業者。

3. 本決定第2項に言う者の督促状の、連邦法「ロシア連邦の関税規制について、およびロシア連邦の個々の法規文書の改正について」の第73条第19項に定める期限とは異なる履行期限を、部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目の月の28日（同日を含む）と定める。

4. 本決定第1項にしたがってその納付期限が延長された租税（予定納税）、賦課金、保険料の納付は、

専門職所得税分および課税自動化簡易制度の適用に伴って支払われる税金分の額を除き、これらの総額を6等分した額を毎月28日までに、同租税（予定納税）、賦課金、保険料の本決定第1項により延期された納付期限が到来する月の翌月を初月として行うか、あるいは租税公課に法および連邦法の定める手順にしたがい行うものと定める。

5. 応召者・組織について、当該応召者がロシア連邦軍で動員による兵役に服している期間に加え、部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目の月の28日（同日を含む）までは、以下を停止する：

a) 出張（再出張）税務調査、相互関係者間の取引締結に係わる税金の計算および支払いの十全性検査の実施決定、労働災害および職業病強制社会保険の保険契約者の出張（再出張）調査実施の決定；

b) 予定されている出張（再出張）税務調査、相互関係者間の取引締結に係わる税金の計算および支払いの十全性検査の実施、労働災害および職業病強制社会保険の保険契約者の予定されている出張（再出張）調査の実施；

c) 以下を除く、税法典に定める税務管理施策の実施：

還付申請が行われる金額を伴う付加価値税に関する税金申告書、還付（減額）申請が行われる金額を伴う間接税申告書、返金申請が行われる金額を伴う自然人の所得に関する税金申告書に関して、書類による税務調査の枠内で行われる税務管理施策；

税法典第88条第3項に定める税務管理施策で、本号第2段落に示すものではない付加価値税に関する税金申告書に関して書類税務監査の枠内で行われるもの；

d) 本項「a」および「b」号に示す調査について、税法典および連邦法に定める期間の経過；

e) 税法典第100条、第101条、第101条の4、連邦法26条の19、26条の20に定める期間の経過；

f) 税法典第76条の第3項および第3項の2にしたがった、銀行口座でのオペレーションおよび電子マネーの振込を停止する旨の税務機関による決定；

g) ロシア連邦の為替関連法順守状況監査の税務機関による実施、および実施日時の決定；

h) 組織および個人事業主の売上算定の十全性の管理（監督）を含む、管理出納機器利用についての連邦法遵守状況連邦国家管理（監督）の枠内での管理（監督）施策の発意および実施。

6. 応召者・組織について、当該応召者がロシア連邦軍で動員による兵役に服している期間、ならびに部分的動員の期間が終了した月または大統領令に定める理由により応召者が除隊した月から3カ月目に当たる月の28日（同日を含む）までの期間を対象に、以下を定める：

a) 税法典第119条、第126条、第126条の1、第129条の1、第129条の4および第129条の6にそれに対する責任が定められており本項第1段落に示す期間に行われた税務上の法律違反に対しては、追徴税は課せられず、そうした違反に対する司法手続きは行われない；

b) 本項第1段落に示す期間に行われた法律違反に対しては、連邦法第26条の30および第26条の31に定める責任は適用されず、そうした違反に対する法的手続きは行われない。

7. 応召者が、本決定に定める施策が実行される対象となるか否かは、7暦日に1度以上の頻度でロシア連邦国防省が連邦税務庁に提出する情報にもとづいて決定される。この情報には、大統領令にしたがった部分的動員の有効期間中に応召者が軍人のステータスを取得した日付や応召者が大統領令に定める理由により除隊した日付が含まれる。

本決定が定める施策の対象となる応召者および組織についての情報は、連邦税務庁によって連邦関税庁、

ロシア連邦年金基金およびロシア連邦社会保険基金に送られる。

8. 租税、賦課金、保険料、違約金、罰金、利息、労働災害および職業病強制社会保険保険料支払い要求の発送期限ならびに租税、賦課金、保険料、労働災害および職業病強制社会保険保険料、違約金、罰金、利息を徴収する決定を下す期限は、6カ月間延長されるものとする。

9. 本決定はその公布の日をもって発効する。

本決定の第1項および第4～6項までは、2022年9月21日以降に生じた法律関係に適用される。

本決定の第2項および第3項は、その督促状に示された、本決定が発効する日より以前の期限内に履行されなかった督促状に対しても適用される。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン